

河川関係事業

事後評価(報告事項)

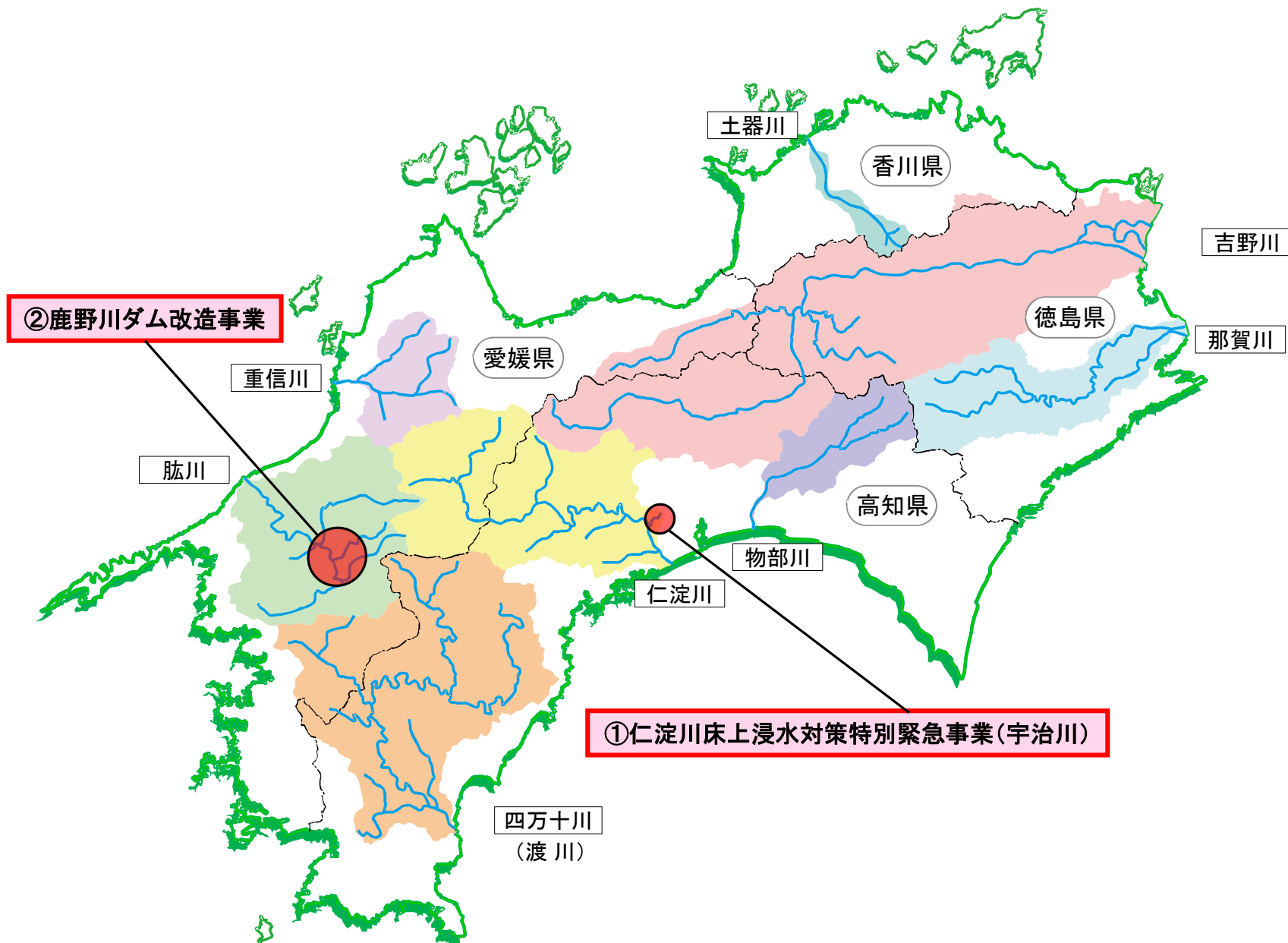
● 河川事業	事後評価	2件
合計		2件

令和5年12月7日



国土交通省四国地方整備局

令和5年度 第3回委員会 報告対象事業位置図(河川事業関係)



事後評価実施要領、細目及び対象事業について

学識経験者等から構成される委員会での審議		評価結果の事業評価監視委員会への報告	
審議根拠	報告根拠文	審議根拠	報告根拠文
『国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領』 第6の5 (H30. 3. 30改定)	河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。	『河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目』 第6 (H21. 4. 1改定)	実施要領第6の5の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

【公共事業関係費】
【河川事業】
(直轄事業等)

事後評価結果一覧

① 仁淀川床上浸水対策特別緊急事業(宇治川)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針
仁淀川床上浸水対策特別緊急事業 (宇治川) (H27～H30) 四国地方整備局	5年以内	19	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化)</p> <p>全体事業費：19億円、工期：平成27年度～平成30年度 B/C：1.7 (B：46億円、C：27億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用開始以降、効果の発現について明確に確認できるような規模の出水は発生していないものの、排水機場の増強により、年超過確率1/10規模降雨において想定される床上浸水被害143戸が解消される。また、平成26年8月台風12号実績と同規模の降雨により想定される床上浸水被害142戸に対しては、連携して行う高知県の「支川天神ヶ谷川河川改修」、いの町の「都市下水路施設の整備」、「下水ポンプの増強」等の効果を合わせることで解消される。 <p>(事業実施による環境の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の増強に伴う自然環境への影響は特に認められない。 <p>(社会経済情勢の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇治川流域には国道33号、JR土讃線、とさでん交通等の交通施設が存在し、交通の要衝となっている。また、枝川地区では、宅地化が進行しており、大型商業施設が増加している。 ・いの町の世帯数は平成27年で約9,200世帯。昭和35年度から平成12年度までは増加傾向、近年はやや減少傾向である。 <p>(今後の事後評価の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用開始以降、効果の発現について明確に確認できるような規模の出水は発生していないものの、事業は予定どおり完了し、令和元年台風第18号で稼働しており、以後も適切に維持管理されている。また、シミュレーション結果(計画規模)から今後の効果発現が期待されることから、再度の事後評価の必要性はない。 ・ただし、今後とも増設ポンプ稼働時は、事業の効果を検証していくこととする。 <p>(改善措置の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇治川総合内水対策計画」に基づき、適切に事業が実施されており、想定している規模の洪水では必要な事業効果を発揮できる見込みであり、改善措置の必要性はない。 <p>(同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しが必要とされる事項はないと考える。 	対応なし

事後評価実施要領、細目及び対象事業について

学識経験者等から構成される委員会での審議		評価結果の事業評価監視委員会への報告	
審議根拠	報告根拠文	審議根拠	報告根拠文
『国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領』 第4の1(6)(H30.3.30改定)	「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業において、当該制度に基づいた手続きが行われる場合については、本要領に基づく事後評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする	『河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目』 第4の1(3)(H21.4.1改定)	実施要領第4の1(6)の規定に基づき事後評価の手続きが行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

【公共事業関係費】

【河川事業】

(直轄事業等)

事後評価結果一覧

②鹿野川ダム改造事業

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針
鹿野川ダム改造事業 (平成18年～令和元年) 四国地方整備局	5年以内	489	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費:489億円、工期:平成18年度～令和元年度 B/C:1.5(B:1,362億円、C:905億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・令和5年7月の梅雨前線に伴う大雨で鹿野川ダムに約1,488m³/sの流入量を記録したが、鹿野川ダム改造事業前の同規模流入量となる平成23年9月の約1,440m³/sと比較すると、鹿野川ダム改造事業及び河道改修進捗の効果により、外水を主な原因とする家屋浸水を回避(96戸→0戸)した。</p> <p>(事業実施による環境の変化) ・改造事業による自然環境への影響は特に認められない。</p> <p>(社会経済情勢の変化) ・鹿野川ダム水源地域の人口は減少傾向であるが、世帯数は横ばいとなっている。 ・イベントはダム管理者、大洲市役所、地元住民等がそれぞれ主体となり、地域とダムが一体となった活動が継続して行われている。</p> <p>(今後の事後評価の必要性) ・鹿野川ダム改造事業は、事業の効果を発現しており、地域の社会情勢、改造事業の実施による自然環境の変化も特に見受けられないことから、今後、事後評価を実施する必要性はない。</p> <p>(改善措置の必要性) ・鹿野川ダム改造事業は、現時点において事業の効果は発現されており、環境への重大な影響も見受けられないことから、改善措置の必要性はない。</p> <p>(同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・鹿野川ダム改造事業の事後評価の結果より、今後の同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。</p>	対応なし